

質疑・回答書

告示番号	8	件 名	市営岡町北住宅4棟エレベーター設備改修工事
No	質疑事項	回 答	
1	<p>図番E-02、E-03につきまして、検査官立ち会いの製造工場における製品検査は、今回不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>検査官立ち会いの製造工場における製品検査は不要です。</p>	
2	<p>図番E-02、E-03につきまして、無償保守期間は設けなくても宜しいでしょうか。設ける場合は竣工お引き渡し後3ヶ月で宜しいでしょうか。</p>	<p>無償保守期間は引き渡し後3ヶ月とします。</p>	
3	<p>図番E-02、E-03につきまして、作業員詰所として建物内にお部屋をお借りする事は可能でしょうか。</p>	<p>部屋をお貸しすることはできません。</p>	
4	<p>図番E-02、E-03につきまして、アスベストに関しまして、調査費用及び含有が発覚した場合の処理費用は別途と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>EVホールの壁仕上塗材と三方枠モルタルについて事前に調査しており、壁仕上塗材に石綿が含有されていました。しかし、本工事では壁にボルト穴を開けるのみですので、湿潤にて対応としています。それを踏まえ受注者が自主的に調査される場合、調査費用は受注者負担となります。しかし、新たに石綿含有が発覚し施工上処理が必要となる場合は、工法・費用について協議となります。</p>	

5	図番E-02、E-03につきまして、施工は平日昼間作業で考えて宜しいでしょうか。	施工は平日昼間作業です。
6	図番E-03につきまして、交通誘導員は、施工期間中全階乗場に配置が必要でしょうか。	交通誘導員は1階のみの配置です。
7	図番E-05、E-08の昇降路内のレール取付用立柱につきまして、落札メーカーの指定する位置・本数を、別途建築工事にて施工して頂けると考えて宜しいでしょうか。	昇降路内のレール取付用立柱は、本工事に含まれます。
8	図番E-05、E-08につきまして、各階乗場三方枠・敷居回りの補修・仕上げ工事は別途建築工事と考えて宜しいでしょうか。	各階乗場三方枠・敷居回りの補修・仕上げ工事は、本工事に含まれます。

9	<p>図番E-05、E-08につきまして、各階乗場三方枠・敷居回りの補修・仕上げ工事を本工事とした場合、各階乗場回りの壁・床の材質・仕上をご教示下さい。</p>	<p>各階乗場三方枠・敷居回りの補修・仕上げ工事は、本工事に含まれます。 床：モルタル防水 目地切 壁：ALC版 アクリル系吹付タイル 天井：合板型枠コンクリート打放 アクリル系吹付リシン</p>
10	<p>図番E-09につきまして、既設機械室の撤去機器につきまして、機械室床に一部埋設されているパワーユニットや制御盤類の架台等は残置と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>既設機械室の撤去機器について、埋設されているもの、コンクリート基礎は残置としますが、それ以外は撤去とします。</p>
11	<p>図番E-09につきまして、既設機械室の機器撤去後の床仕上げ工事は別途工事と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>撤去した部分の床仕上げは本工事に含まれます。</p>
12	<p>図番E-09につきまして、既設機械室の機器撤去後の床補修工事を本工事とした場合、床の防塵塗装は必要でしょうか。</p>	<p>撤去した部分の防塵塗装は必要です。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
FAX 06-6858-7225
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp